

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用に関する権利)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、坂戸市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用申請書(様式第1号)により、必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 市及び市の関係機関が使用する場合

(2) 坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領に基づき実施する坂戸市市制施行50周年記念冠事業で使用する場合

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(4) 個人が営利目的以外の目的で使用する場合

(5) その他、市長が認める場合

2 申請者は、ロゴマークを使用しようとする場合は、年度ごとに申請を行い、承認を受けなければならない。

3 翌年度に事業等を開始するにあたり、当該年度から準備を要する場合は、翌年度の申請を兼ねることができるものとする。

(電子手続による特例)

第4条 この要領の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成をもって、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

(使用承認)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合、承認の可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の利益又は宣伝のみを目的とする場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 自己の商標又は意匠として使用する場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容以外に使用しないこと。
- (2) 別に定める「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) ロゴマークを使用した場合、成果物(パンフレット等)を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用内容の変更)

第7条 使用者が、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、速やかに

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとする。

(1) この要領に違反し、又は違反することが判明した場合

(2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) その他使用状況が不相当と認める場合

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前2項の規定による承認の取消しにより、使用者等に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による使用申請、ロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害賠償)

第12条 ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 9 日から施行する。